

目 次

第1章 保育の意義と制度	4
《第1節 保育の理念と概念》.....	4
《第2節 保育所保育》.....	5
《第3節 その他の保育の場》.....	8
《第4節 子ども・子育て支援新制度の概要》.....	10
《第5節 子ども・子育て支援新制度に位置づけられた主な事業等》.....	15
《第6節 保育士の資格と任務》.....	19
第2章 保育所保育指針における保育の基本	21
《第1節 保育所保育に関する基本原則等》.....	21
《第2節 子どもの発達》.....	25
《第3節 保育のねらい及び内容》.....	27
《第4節 健康及び安全》.....	31
《第5節 子育て支援》.....	32
《第6節 職員の資質向上》.....	34
第3章 保育の計画と評価、保育サービスの質の向上	36
《第1節 保育の計画》.....	36
《第2節 保育の記録と評価》.....	37
《第3節 苦情解決》.....	39

第4章 保育の思想と歴史の変遷.....41

《第1節 諸外国の保育の思想と歴史》 41

《第2節 日本の保育の思想と歴史》 43

第5章 保育の現状と課題.....47

《第1節 諸外国の保育の現状と課題》 47

《第2節 日本の保育の現状と課題》 48

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の()には、同じ語句が入ります。

※ 「認定こども園法」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」における「保育士」は、国家戦略特別区域限定保育士事業実施区域内にある施設にあつては、「保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(いわゆる地域限定保育士)」と読み替えるものとします(設備運営基準33条1項等)。

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

<p>3</p>	<p>児童福祉法 第24条【抜粋】（保育の実施）</p> <p>① 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について（ A ）場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（（ B ）法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> <p>② 市町村は、前項に規定する児童に対し、（ B ）法第2条第6項に規定する（ B ）（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたもの*に限る。）又は（ C ）等（（ C ）、（ D ）事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>* 「子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたもの」 = （ E ）費の支給に係る施設として確認を受けた教育・保育施設（特定教育・保育施設）</p>	<p>□□□</p>
<p>4</p>	<p>子ども・子育て支援新制度において、保育所は、（ A ）給付と（ B ）給付のうち、（ A ）給付の対象に位置づけられている。</p>	<p>□□□</p>
<p>5</p>	<p>児童福祉法 第48条の4【抜粋】（保育所の情報提供努力義務）</p> <p>① 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の（ A ）に対してその行う保育に関し（ B ）を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する（ C ）に応じ、及び（ D ）を行うよう努めなければならない。</p>	<p>□□□</p>
<p>6</p>	<p>乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室または（ A ）、（ B ）、調理室および便所を設けること（設備運営基準32条1号）。</p> <p>満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、（ C ）または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室および便所を設けること（設備運営基準32条5号）。</p> <p>乳児室、（ A ）、（ C ）または遊戯室を2階に設ける建物は、（ D ）に規定する耐火建築物または一定の準耐火建築物であること（設備運営基準32条8号イ）。</p>	<p>□□□</p>

第2章 保育所保育指針における保育の基本

《第1節 保育所保育に関する基本原則等》

1	<p>2017（平成29）年の「保育所保育指針」の改定（2018（平成30）年4月1日施行）では、「改定の方向性」として、以下の5点が示された。</p> <p>① 乳児・1歳以上（ A ）歳未満児の保育に関する記載の充実</p> <p>② 保育所保育における（ B ）の積極的な位置づけ</p> <p>③ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた（ C ）の記載の見直し</p> <p>④ 保護者・家庭及び地域と（ D ）した子育て支援の必要性</p> <p>⑤ 職員の資質・（ E ）の向上</p>	□□□
2	<p>保育所保育指針 第1章1(1)（保育所の役割）</p> <p>(1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な（ A ）を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの（ B ）を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する（ C ）を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における（ D ）を通して、（ E ）及び（ F ）を一体的に行うことを特性としている。</p> <p>(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な（ G ）との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び（ H ）の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、（ I ）に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する（ J ）を行うものであり、その職責を遂行するための（ B ）の向上に絶えず努めなければならない。</p>	□□□

22	<p>2008（平成20）年に厚生労働省（ A ）として新たに定められた「保育所保育指針」では、各保育所の質の向上のための（ B ）を促すことをめざし、基準として規定する事項を基本的なものに限定し、その内容の（ C ）を図って、全7章にまとめられた。</p>	<p>□ □ □</p>
23	<p>2015（平成27）年の子ども・子育て支援新制度の施行や、0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加などの保育をめぐる状況の変化を受けて、2017（平成29）年に「保育所保育指針」が改定された（2018（平成30）年4月1日施行）。</p> <p>「改定の方向性」として、以下の5点が示された。</p> <p>① 乳児・1歳以上（ A ）歳未満児の保育に関する記載の充実</p> <p>② 保育所保育における（ B ）の積極的な位置づけ</p> <p>③ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた（ C ）の記載の見直し</p> <p>④ 保護者・家庭及び地域と（ D ）した子育て支援の必要性</p> <p>⑤ 職員の資質・（ E ）の向上</p>	<p>□ □ □</p>